

振動規制のしおり

令和8年4月

目次

1	振動規制地域について	P	1
2	規制の対象	P	1
3	規制基準	P	1
4	改善命令等の措置	P	2
5	届出について	P	2
※	届出が必要な施設、特定建設作業一覧	P	3

佐 世 保 市

環 境 部 環 境 保 全 課

〒857-0851

佐世保市稲荷町1番8号

TEL 0956-26-1787(直通)

FAX 0956-34-4477

1 振動規制地域について

(1) 規制地域

工場や事業場、建設現場等の振動から、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を、「特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域」として指定しています。

(2) 規制地域の区分

都市計画法に基づく用途地域	振動規制法に基づく地域指定	
	特定施設等	特定建設作業
第1種低層住居専用地域	第1種区域	第1号区域 ※) 工業地域内にある学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内を含む。
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域	第2種区域	第2号区域
商業地域		
準工業地域		
工業地域		

※規制地域については佐世保市ホームページからダウンロードするか、環境保全課までお尋ねください。

(佐世保市ホームページ <https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/kisekuiki.html>)

2 規制の対象

	対象		義務
1	特定施設	法律により定められているもの(P3 別表1)	<ul style="list-style-type: none"> 届出 規制基準の遵守
2	特定建設作業	法律により定められているもの(P3 別表2)	

3 規制基準

① 特定施設に係る規制基準（敷地境界線上にて）

振動規制区域の区分	昼間	夜間
	午前8時～午後8時	午後8時～午前8時
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

② 特定建設作業にかかる規制基準（敷地境界線上にて）

	敷地境界線上における規制基準	作業を行ってはいけない時間	1日における作業時間	同一作業における作業期間	日曜日、その他の休日の作業
第1号区域	75dB以下	午後7時～午前7時	10時間以内	連続して6日を超えないこと	禁止
第2号区域		午後10時～午前6時	14時間以内		

4 改善命令等の措置（※従わない場合には罰則があります。）

- (1) 市長は、特定施設の設置又は数等の変更届出を受けた場合、振動が規制基準を超えることにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、振動防止の方法等の計画内容を変更するように勧告することができます。
- (2) 市長は、工場や事業所から発生する振動が規制基準を超え、周辺的生活環境を損なっていると認めるときは、必要な限度において振動防止の方法等を改善するよう勧告することができます。
- (3) 市長は、特定建設作業から発生する振動が規制基準を超え、周辺的生活環境を損なっていると認めるときは、必要な限度において振動防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができます。
- (4) 市長は、(1)、(2)及び(3)の勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、勧告に従うことを命令することができます。

5 届出について

【振動規制法に係る届出】

届出書の名称	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類等
特定施設設置届出書	特定施設を設置しようとする場合	設置工事開始の日の30日前	①特定施設の配置図 ②付近の見取り図
特定施設使用届出書	①指定地域となった際、現にその施設を設置している場合 ②特定施設となった際、現に指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日、又は特定施設なった日から30日以内	
特定施設の種類の数変更届出書、特定施設の使用方法の変更届出書	特定施設の種類の数を変更する場合 ※特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合若しくは使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴わない場合を除く	変更に係る工事の開始日の30日前	
振動防止の方法の変更届出書	直近に届出た振動防止の方法を変更する場合 ※変更により、特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く	変更に係る工事の開始日の30日前	
氏名等変更届出書	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに工場、事業場の名称、所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内	
特定施設使用全廃届出書	特定施設をすべて廃止した場合	廃止した日から30日以内	――
承継届出書	届出を行った者から特定施設を譲り受け、借り受けた場合又は相続、合併があった場合	承継の日から30日以内	――
特定建設作業実施届出書	特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとするとき	作業開始日の7日前まで	①工事工程の概要を示す日程工程表 ②周辺見取り図

【届出先】

振動規制法に係る届出（下記の場合を除く）	佐世保市 環境部 環境保全課
電気事業法及びガス事業法に該当する施設の場合	経済産業省 九州産業保安監督部

別表1 振動規制法による特定施設

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1.0kW以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kWのものに限る。）並びにコンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表2 振動規制法による特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧力式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業。
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

※届出の提出方法について

【窓口・郵送で提出】

- (1) 提出部数：2部（うち1部コピーでも可）
- (2) 提出先：〒857-0851 佐世保市稲荷町1-8 佐世保市環境センター
環境部 環境保全課窓口（2階）
- (3) 届出様式：各種様式は、佐世保市ホームページ「環境保全課に係る届出様式・資料等ダウンロード」からダウンロードできます。
<https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/downloadyoushiki.html>

【インターネットで提出】

スマートフォンやパソコンから24時間いつでも提出が可能です。 リンクはこちら⇒

